

人と自然が織りなす、輝くまち

— 笑顔のあふれるまちを目指して —



Ami
160th
ANNIVERSARY
町村合併60周年

阿見町

町村合併

60周年記念式典

を開催します

秘書課 ☎ 888-1111 (281)

昭和30年4月、旧阿見町・朝日村・君原村・舟島村(舟子を除く)の1町3村が合併し、現町域の阿見町が誕生し、今年で町村合併60周年を迎えました。町村合併60周年を記念し、下記のとおり式典を開催します。

日時 11月8日(日) 午後1時～4時(受付:午後0時15分から)

場所 県立医療大学大講義室(阿見町大字阿見4669番地2)

■オープニング・アトラクション

●午後1時から

ピアノとバイオリンの優しく豊かな音色が会場を包み込みます。その音色に町内の景色を思い浮かべてお聴きください。

▼ピアノ 廣島 愛氏

▼バイオリン 黒田泰子氏

■自治功労表彰・部門別功労表彰・善行表彰

●午後1時30分から

町の発展に寄与された人や団体、町民の模範となる徳行をされた人や団体等に、その功績を称え、表彰します。

■昭和時代の町の写真パネル展示

昭和時代の町内写真を会場にパネル展示します。

■記念講演『笑いは健康・長寿のもと』

●午後3時から

お茶の間の長寿番組で座布団運びでお馴染み。

明るく楽しい、そしてためになる講話です。

▼講師 山田 たかお氏



■あみ大使ものまねショー

●午後3時40分から

あみ大使のおふたりが、ジェットコースターのごとく次々にものまねを繰り出します。

▼出演 ノブ&フッキー



▲町の花「キク」

▲町の木「サクラ」

▲町の鳥「ウグイス」

町村合併 60 周年記念特別寄稿



町村合併 60 周年を迎えて

実毅

川田 弘二



今から60年前、当時の4町村が合併して現在の阿見の枠組みが出来ました。この度、合併60年を迎えるの記念式典が行われますこと、誠にめでとございます。

私はこの合併時点であらゆる20歳、東京で学生生活を送っていました。その後も学業や仕事の関係で20年近く阿見町を離れていて、改めて阿見町の住人として住み着いたのは昭和49年のことでした。

この間、阿見町の住民ではなくてもしばしば生まれ故郷を訪れ、阿見町の発展動向には深い関心を持ち続けていました。そして、住宅団地や工業団地の発展状況を見つめ、農業主体の町から、都市的な要素も加わった町に変化したことあることを期待のまなざしで見守っていました。

特に昭和37年から茨城県に勤務することになり、多少経験を重ねてからは、少しでも

阿見町の役に立つことはできないだろうか、と考えるようになりました。

一つの事例をあげますと、県立医療大学の誘致の際に、必ずしもスムーズに行かない状況の中で、知事の指示を受けて入院中の町長に働きかけを行ない誘致実現に結びつけたことなどは思いに残っています。

そして、全く思いもかけず、平成6年2月の選挙を経て私が阿見町長に就任という事態が発生しました。このあと結果的には60年の4分の1強に当たる4期16年にわたって町の責任者として、町民の皆さんのご理解、ご協力をいただきながら、郷土・阿見のまちづくりを努めることになったのです。

このあとは、字数の関係もありますので、私が任期中に取り組み、合併後60年間の成果として残された主要な事柄について箇条書き風に書き留めてみたいと思います。

と書いています。

- 1 非常に遅れていた土地区画整理事業の着実な実施による幹線道路の整備、グレードの高い市街地の形成など。(荒川本郷地区・中郷地区・岡崎地区・鈴木地区)
- 2 生活環境、福祉施設等(霞・さくらクリーンセンター、総合保健福祉会館「さわやかセンター」、うしくあみ斎場、地区公民館等)の集中的実施と効果的行政改革による過大債務の解消。
- 3 圏央道の開通に先行して実施した、県施行の「阿見東部工業団地」「阿見吉原東土地区画整理事業」の成果を生かした、多くの優良企業や「あみプレミアム・アウトレット」誘致等の事業展開。
- 4 戦後60年を迎え、風化の恐れのある予科練の歴史を正確に整理保存して、全国に発信することを目的に進めた「予科練平和記念館」の建設と運営。
- 5 アメリカのスーペリア市、中国の柳州市を中心に交流を進め、多くの町民や中学生に国際化体験の継続的実施を実現した「国際交流事業」の定着。

字数の関係で省略させていただきます。いずれにしてもこれらの成果の数々は、多くの町民の皆さんのご理解とご協力によって実現したものです。今回、阿見町町村合併60周年記念の特別寄稿を求められた機会に、改めて町民の皆さんに心からのお礼を申し上げます。

なお、現在、阿見町では「阿見町第6次総合計画」により、「人と自然が織りなす、輝くまち」をテーマに次なる「まちづくり」に取り組んでいます。

これまでの60年の成果をふまえ、新しい条件、新しい観点を組み入れながら、素晴らしい阿見町づくりを進められることを期待いたします。



川田 弘二さん

昭和10年実毅生まれ。昭和37年から平成6年まで茨城県庁に勤務。この間、農地部長、企業局長を歴任。

平成6年3月から平成22年2月まで阿見町長(4期16年)。この間、茨城県町村会長、全国町村会副会長を歴任。



▲町村合併時の阿見町役場庁舎



▲昭和46年の阿見小学校周辺

税の公平性・適正な賦課

『個人住民税の特別徴収(給与天引き)』
『軽自動車税の税率改正』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151-152)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)

個人住民税の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員の人たちの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

■特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)。

■特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

■普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記の理由が必要です。

- ▼受給者総人員が2人以下の事業者から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

特別徴収事務の概要



軽自動車の税率改正

原動機付自転車や 125cc 以上のバイク・小型特殊自動車

平成 28 年度以降税率が変更になります。(平成 27 年度から増税の予定が 1 年延期になりました)

種 別		平成 27 年度以前	平成 28 年度以降
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの (ミニカーを除く)	1,000 円	2,000 円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	1,200 円	2,000 円
	125cc (1kw) 以下のもの	1,600 円	2,400 円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	二輪のもの	1,600 円
		四輪のもの	1,000cc 以下のもの
			1,000cc 超のもの
	その他のもの (フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの (側車付のものを含む)	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	4,000 円	6,000 円

軽自動車 (四輪以上および三輪)

- 平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成 27 年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成 28 年度から③に該当し、重課税率になる場合があります
- 平成 27 年 4 月 1 日以降に初度検査 (新規登録) を受けた車両は、平成 27 年度から改正後の税率になります
- 毎年 4 月 1 日現在で初度検査 (新規登録) から 13 年を経過した車両は、平成 28 年度から重課税率になります
※ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません

種 別	①平成 27 年 3 月以前に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正前税率)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車			
		②平成 27 年 4 月以後に初度検査 (新規登録) を受けたもの (改正後税率)	③初度検査から 13 年を経過したもの (重課税率) 平成 28 年度から		
軽自動車	乗 用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物用	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
	三輪のもの	3,100 円	3,900 円	4,600 円	

●グリーン化特例 (軽課税率)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに初度登録 (新規登録) を受けた四輪以上および三輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両 (新車に限る) は、**平成 28 年度分に限り**軽自動車税が軽減されます。

種 別	電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (75%軽課)	揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車			
		乗用は平成 32 年度燃費基準 +20%達成車、貨物用は平成 27 年度燃費基準 +35%達成車 (50%軽課)	乗用は平成 32 年度燃費基準達成車、貨物用は平成 27 年度燃費基準 +15%達成車 (25%軽課税率)		
軽自動車	乗 用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	三輪のもの	1,000 円	2,000 円	3,000 円	

- ▼電気軽自動車および天然ガス軽自動車は、平成 21 年排出ガス規制に適合かつ平成 21 年度排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります
- ▼揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車は、平成 17 年排出ガス基準規制に適合かつ平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両に限ります

平成 27 年度 子ども議会

秘書課広聴係 ☎ 888-1111 (281)



7月27日、町議会議場で平成27年度『阿見町子ども議会』が開催されました。

未来を担う児童の皆さんが地方自治体の役割などを学習し、町への関心を深め、感じたことを町に伝え、誰もが安心して暮らせる、住みよいまちづくりを体験しました。

町内各小学校6年生のクラス代表14人が子ども議員となり、一般質問を行いました。

『プールに屋根がないと紫外線が気になる』『ゴミ拾いをしてからタバコのポイ捨てが多かった』など、学校設備のことから日常生活におけるゴミ問題まで、さまざまな質問がなされました。

※質問と答弁の内容は要約しています



▲子ども議員と傍聴席の様子



▲子ども議会の様子



青山教育長

学校や休日の自分たちの生活を良くしたい、町をもっと良い町にしたいという前向きなご質問をありがとうございます。この体験を大事にしたいと思っています。
ご協力をいただいた、お父さん、お母さん、ご家族の皆さんに感謝いたします。



天田町長

子ども議会は、町政と議会の関係を理解し、地方自治体の仕組みなどを学習する大変よい機会になると思います。町でも子ども議員の皆さんの感じたことを直接聞かせていただくことで、安心して暮らせる、住みよいまちづくりを生かしていきたいと考えております。

小学校の統廃合について



議席番号①
吉原小6年 大徳涼花

質問・平成30年に吉原小学校の統廃合が予定されていますが、遠距離通学の方法についてどうお考えですか。

上限を決めて路線バスの運賃を負担したり、無料送迎バスを運行したりする予定はありますか。

教育長答弁・町では、児童の皆さんがクラス替えのできる学校規模で生活できることを目指し、平成27年3月に『阿見町立学校再編計画』を策定しました。

この計画では、吉原小学校、阿見小学校、阿見第二小学校が統合されます。その場合は、吉原小学校地区の通学距離が4kmを超えるので、大徳議員のご質問にあるとおり、無料のスクールバスを運行して通学の負担を軽減するなどの対応を図りたいと考えています。

電子黒板を児童数・クラス数に応じて増やすことについて



議席番号②
本郷小6年 江畑華乃

質問・本郷小学校では、多くの授業で電子黒板を活用していますが、現在2台しかないため、使いたくても使えないクラスがあります。

クラス数や児童数に応じて電子黒板を増やすことはできないでしょうか。

教育長答弁・江畑議員のおっしゃるとおり、児童数やクラス数に応じて電子黒板を増やすことは必要だと思います。しかし、現在、町では新小学校を造ったり、トイレを直したり、エアコンを設置することを優先に取り組んでいます。

電子黒板は、価格が安いものではないので、すぐに導入することはできませんが、導入の際は、各学校のクラス数などを考慮して、台数を決定したいと思います。

町のゴミ問題について



議席番号③
本郷小6年 宮本ひなた

質問・先日、私たちは地域の奉仕作業で通学路を清掃し、たくさんゴミを拾いました。特にタバコの吸い殻が多く、拾っても拾いきれない程でした。

私たちの手本となる大人がポイ捨てをして良いのでしょうか。

町長答弁・宮本議員がおっしゃるとおり、子どもたちの手本となるべき大人の中に、ポイ捨てをする人がいるというのは本当に悲しいことです。『阿見町環境美化条例』では、ゴミのポイ捨てを禁止しています。

今後も、広報紙等で周知するほか、クリーン作戦や霞ヶ浦清掃大作戦などを行って、町をきれいにする運動を進めるとともに、町民のマナー向上への取り組みにも更に力を入れていきたいと思っています。

霞ヶ浦の浄化について



議席番号④
本郷小6年 大沼千弥

質問・僕はよく霞ヶ浦に釣りに行きますが、ゴミが散乱し悪臭もします。かつては泳げるほどきれいで、たくさん生物が生息していたと聞きます。

美しい霞ヶ浦を取り戻すために、行っている対策はありますか。

町長答弁・美しい霞ヶ浦を取り戻すためには、周辺から流れ込む水がきれいであること、ゴミを捨てないことが大事であり、町ではさまざまな対策を行っています。家庭や工場から流れ出る水をきれいにする排水対策や、川の水質調査、霞ヶ浦清掃大作戦などです。

町だけでなく、霞ヶ浦周辺で生活しているすべての人たちの協力により、霞ヶ浦の浄化が進むよう努力したいと考えています。

あみプレミアム・アウトレット周辺の開発について



議席番号⑤
君原小6年 坪田龍成

質問：僕は阿見町が大好きなので、もっとたくさんの人に町の魅力を知ってもらいたいと思います。あみプレミアム・アウトレット周辺に、人がたくさん集まる公園や、大型スーパー、病院などを作れば良いと思います。

国道125号バイパスの整備について



議席番号⑥
舟島小6年 平山結

質問：南平台に住んでいる人は小学校卒業後、竹采中に進学します。通学路となる125号バイパスは街灯が少なく、歩道も狭くて危険です。道路がすべて整備され、安全に利用できるのはいつ頃になりますか。

自転車ロードについて



議席番号⑦
舟島小6年 山本真柊

質問：僕はよく母とサイクリングをしますが、見通しの悪い所や狭い道も多く、車とぶつかりそうになったりします。町も、土浦市やつくば市のように安全なサイクリングロードを整備してもらえませんか。

広い公園の設置について



議席番号⑧
阿見第一小6年 石井悠莉奈

質問：私たちの周りには、狭くて遊具も少ない公園が多いです。広い公園が各地区にあれば、みんなが安全に楽しく遊べるだけでなく、災害時の避難所としても使えます。広い公園を各地区に設置する計画はありますか。

学校のプールの屋根の設置について



議席番号⑨
阿見第一小6年 桐部葉月

質問：みんな夏のプール学習を楽しみにしていますが、近年紫外線量が増加しており、皮膚がんや白内障などの危険があると聞き不安に感じています。安心してプール学習を行えるように、プールに屋根を設置できませんか。

町長答弁：あみプレミアム・アウトレット周辺の開発は、県が高速道路のインターチェンジ近くに、流通・業務施設を誘致する目的で進めている事業で、産業型の大規模土地利用が中心となっています。町外の人に町の魅力を知ってもらうため、町では国道125号バイパス沿いに『道の駅』を建てる予定です。

ほかにも、霞ヶ浦湖岸の整備や予科練平和記念館の事業など、町ならではの魅力的なまちづくりを進めていきたいと考えています。

町長答弁：国道125号バイパスは県南地域の市町村をつなぐ道路で、県が整備や管理を行っています。町の部分は、ホームマック付近を境に、西側の『土浦・つくば方面』の整備はほぼ完了し、東側の『美浦方面』は交通量が少ないため2車線のままとなっています。

町では以前から、国・県へ整備を急ぐよう要請しており、昨年度はホームマックの西側約230mが整備されました。今後も、安全な通学路にするため努力していきたいと考えています。

町長答弁：現在、県と霞ヶ浦沿岸市町村が一体となって、霞ヶ浦を一周するサイクリングロード整備事業を進めています。町では『予科練ゆかりの道』を活用し、土浦市境から美浦村境の霞ヶ浦湖岸道路までの約7.4kmを整備するとともに、湖岸の桜堤や島津小公園の整備も進めています。

ほかにも町内観光スポットを結び別コースを設定するなど、安全で安心なサイクリング環境をつくる必要があると考えています。

町長答弁：公園は、目的によって面積が定められており、街区公園や近隣公園等に分かれます。近隣公園はサッカーコート約2面分の広い公園で、予科練平和記念館の隣にある霞ヶ浦平和記念公園などがそうです。

各地区に広い公園を設置するのは、土地や費用の問題があり難しいのですが、その必要性は十分に感じています。現在、曙地区の土地を使って公園整備の計画を進めているところで。

教育長答弁：プールに屋根を付けるというのはとても良い発想ですが、費用がかかり学校では他に老朽化している箇所が多く、実現することが難しい状態です。プール学習では、先生の指導に従い、日除けのテントに入っ

て休憩をしたりすることが大事だと思います。なお学校のプールは、常に水を循環させてゴミを取り除き、消毒をして水を常にきれいに保つ仕組みになっていますので、衛生面での心配はありません。

各教室のエアコンの設置について



議席番号⑩
阿見第一小6年 種田貴志

質問・僕の小学校では、一部の特別教室にしかエアコンがありません。

児童の熱中症を予防し、集中して学習に取り組めるようにするために、各教室にエアコンを設置してもらえませんか。

教育長答弁・町では、皆さんの命を守ることを優先に学校施設の耐震化工事を実施してきました。今年度からエアコンの設置工事とトイレの改修工事を行っています。

工事期間を短くするため、エアコンとトイレの工事を同時期に実施するよう計画しています。ところが多額の費用がかかるため、全学校を一度にはできません。トイレが古くなった学校から計画的に工事をしていきますので、順番を待っていただきたいと思っています。

学校への洋式トイレの設置について



議席番号⑪
阿見第二小6年 吉田大成

質問・僕の小学校では様式トイレの数が限られているために、いろいろな問題があります。

低学年の子は和式トイレを使うのが難しく、高学年の男子は、個室に入るとからかわれるため我慢する人もいます。学校のトイレを洋式化できませんか。

教育長答弁・かつては一般家庭のほとんどが和式トイレでした。そのため学校のトイレも和式トイレが多くなっています。平成27年度からトイレ洋式化の改修工事を行っています。

皆さんには、どんな環境の中でも生活していける力を身につけて欲しいので、学校のトイレをすべて洋式化するのではなく、和式トイレを1か所残しておくようにしています。トイレが古くなった学校から計画的に工事をしていきます。

学校の開放について



議席番号⑫
阿見小6年 木村美音

質問・放課後、ドッジボールやサッカーをしたくても、近くに大きな公園がありません。

町内にある空地を子どもたちに貸出したり、放課後の校庭や体育館を遊び場として開放したりできないでしょうか。

教育長答弁・阿見小学校近くの児童公園は、広さに対して利用人数が多いため、ボール遊びをするには不自由なことと思います。町内にある空地は、町ではなく個人の土地なので、貸出しは難しいと思います。また子どもたちを犯罪や事故から守るため、放課後や休日に学校内へ自由に入出入りすることはできません。

少し遠くなりますが、広い場所ドッジボールなどをしたときは、若葉にある総合運動公園を利用してもらいたいと思います。

町内の安全対策について



議席番号⑬
阿見小6年 三瓶優乃輔

質問・僕は塾に行っているため、夜に自転車帰宅します。見通しが悪い、木が茂っていて暗い、不審者の危険があるなど、走行中は不安を感じています。町では、地域の安全を守るためにどのような取り組みを行っていますか。

町長答弁・町では地域住民・学校・保護者警察等と協力し、立哨活動・パトロール・避難訓練・交通安全教室・防犯教室等の取り組みを行っています。またLED街灯や防犯カメラの設置、メールによる防犯情報の提供なども進めています。しかし一番の安全対策は自分で自分の身を守る意識です。帰りが夜にならないようにする、夜は自転車のライトを点灯し反射材を身に着ける、見通しが悪く危険な場所では特に注意することなどが大切です。

通学路の雑草の除草について



議席番号⑭
実穀小6年 福岡俊

質問・僕たちの通学路には雑草が茂り、安全に通行できません。雑草のために見通しが悪くなり、事故や犯罪につながる危険もあります。町では毎年、夏の終わりに除草をしていますが、夏休み前にも除草してもらえませんか。

町長答弁・町と県では、交通量の多い道路や児童数が多い通学路を中心に、年2回程度の除草を行っています。今回の福岡議員のご質問により、現在のやり方では夏の盛りに雑草が茂ってしまうことが分かりました。

この状況を改善するため、町と県で協議を行いました。除草の回数を増やすことは多額の費用がかかって難しいため、除草の時期を調整するなどして、なるべく雑草が茂らないようにしていきたいと思っています。

平成28年度

保育施設の利用案内

保育所(園)・認定こども園(幼保連携・幼稚園型)・小規模保育・家庭的保育



児童福祉課 ☎888-1111 (168-177)

平成28年4月1日から保育施設利用の申し込みを左記のとおり受け付けます。
期間内に申し込みされた人について利用調整を行い、必要性の高い順に利用開始となります。また、現在利用申し込み中で利用待ちとなっている人も、再度今回の申し込みが必要になりますのでご注意ください。

■対象

●保護者いずれもが次のような『保育を必要な事由』に該当する場合に限り、ます

- 1 就労(フルタイム・夜間・自営業・パートタイム・労働など)
 - 2 妊娠・出産(出産予定月とその前後2か月の計5か月以内)
 - 3 保護者の疾病・障害
 - 4 同居または長期入院等をして、いる親族の介護・看護
 - 5 災害復旧
 - 6 求職活動
 - 7 就学(趣味の講座・カルチャータワーは不可。放送大学・通信制大学等の自宅学習を除く)
 - 8 虐待やDVのおそれがある場合
 - 9 その他町が認める場合
- ※1・4・7については、1か月あたり60時間以上を満たしていることが要件です

■申し込み受付期間

●日時：11月20日(金)・21日(土) 両日とも午前9時～午後5時

●場所：本郷ふれあいセンター 多目的ホール

※先着順ではありません
※原則、利用を希望するお子さまを連れてお越しください。
簡単な面接を行います

※両日とも都合が悪く、お越しいただくのが難しい人は事前にご連絡ください

※この日以降に申込みを希望される人は二次受付となります
※幼稚園や認定こども園(教育部分)をご希望の人は、別途、希望施設へ利用申込みが必要となります

■申し込み時の必要書類

- 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書
- 家庭状況調査書
- 保育の必要な事由が分かる書類(勤務証明書等)
- 常勤・パート勤務証明書
- 自営業自営状況申立書
- 農業農業状況申立書
- 出産申立書・母子手帳の写し
- 病気・障害申立書・診断書等
- 病人等の介護申立書・診断書等
- 就学在学証明書およびカリキュラム
- 求職就労予定申立書

※同居している両親の書類がそれぞれ必要

※同居の祖父母(65歳未満)がいる場合、同居の祖父母等の証明書は必須ではありません。ただし、祖父母等の保育ができない証明書が提出されないと、保育の必要性の優先度について不利になることがあります

※平成27年1月2日以降に転入された人は、平成27年度(平成26年分)市町村民税課税証明書も必要です

※申し込み時の必要書類は、役場1階児童福祉課にありますが、事前に入手してください(10月30日から配布)。また、町ホームページ(http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/32-000_1.html)からもダウンロードすることができます

※家庭状況等によって上記以外の書類の提出をお願いする場合があります

■利用調整方法

後日、書類審査・面接等を実施します。

■利用者負担額(保育料)

利用者負担額(保育料)は、保護者(両親)等の市町村民税所得割額の合計によって決まります。※平成28年度利用者負担額(保育料)徴収基準による月額

利用者負担額(保育料)は、後日お知らせします

※そのほか必要経費については、各利用施設等にてご確認ください

※兄弟分などで利用者負担額(保育料)に未納がある人は、お支払いのうえお申込みください

■結果の通知

2月上旬頃に通知を郵送する予定です。

■町外の保育施設を希望される場合

町以外の市町村の保育施設を利用希望される人は、児童福祉課に早めにご連絡のうえ、11月13日(金)までに申込書の提出をお願いします。

■一時保育サービス(随時受付)

保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭・ボランティア活動・私的理由などで保育できない状況が生じた場合、保育施設で一時的に保育が利用できます。

●実施施設：公立保育所・私立保育所・小規模保育園 虹いろキッズ

●対象：公立保育所は町内在住の満1歳以上の児童で、他の保育施設は各自設定しています
※定員の空き状況により、受け入れできない場合があります

平成 28 年度 4 月利用可能児童数 (9 月末現在見込み)

▼認定こども園は、保育部分のみ的人数です

▼施設によって特色や独自の基準がありますので、保育施設を選ぶ際には保育施設を見学し詳細を確認してください
※見学については、各保育施設に電話でお申込みください

▼今後変更になる可能性があります

(単位:人)

保育施設名	施設の種類	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	所在地	電話番号
中郷保育所*	公立 保育所	5	17	7	2	2	0	中央 1-3-2	887-2919
南平台保育所		7	5	3	6	6	0	南平台 1-31-6	840-2081
二区保育所		9	12	0	0	0	0	うずら野 1-29-11	841-2301
あゆみ保育園	私立 保育園	18	11	0	5	1	0	阿見 4958-5	888-3681
阿見ひかり保育園		12	0	4	2	9	6	曙 247-1	879-5155
さくら保育園		15	15	0	0	2	4	荒川本郷 2033-336	896-3678
阿見認定こども園	幼保連携型 認定こども園	3	9	0	3	3	3	阿見 5205-2	887-7388
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型	—	—	—	10	0	0	岡崎 3-2-1	887-0055
認定こども園 阿見みどり幼稚園	認定こども園	—	—	—	3	2	3	鈴木 25-10	887-7471
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育	3	5	2	—	—	—	鈴木 59-4	893-2273
まるこのうち	家庭的 保育	1		—	—	—	—	廻戸 272-3	090-7946-1263
おとまーち		1		—	—	—	—	中郷 2-20-4	090-3699-7784

※年齢の基準は平成 28 年 4 月 2 日時点 ※中郷保育所は改修工事のため一時移転先の所在地・電話番号になっています

施設の種類の種類

● 特定教育・保育施設

幼稚園	3 歳から就学前まで	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習基盤を培うことができる施設*
保育所(園)	0 歳から就学前まで	就労等のため、家庭で保育できないおおむね生後 8 週から小学校就学前児童を対象に、保護者に代わって保育する施設 ▼町内の公立保育所・私立保育園
認定こども園	①幼稚園型 3 歳から就学前まで ②幼保連携型 0 歳から就学前まで	『幼稚園(教育部分)』と『保育所(園)(保育部分)』の機能や特長を併せ持つ施設 ①認定こども園 ふたば幼稚園・認定こども園 阿見みどり幼稚園 ②阿見認定こども園

※荒川沖幼稚園は、特定教育・保育施設に入らない従来型の幼稚園です。利用の際に下記の支給認定は必要ありません

● 特定地域型保育事業

家庭的保育	3 歳未満	少人数(3 人まで)で、家庭的な雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼まるこのうち▼おとまーち
小規模保育		少人数(19 人まで)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います ▼小規模保育園 虹いろキッズ

※上記を利用し 3 歳以降になった場合は、連携施設等に入園する際に優先措置があります

支給認定について

● 保育の必要性の有無や必要量などにより、教育・保育施設の利用先の選択・保育時間の区分を決定します

認定区分	1 号認定	満 3 歳以上で、保育の必要がなく、教育を希望されている場合(教育標準時間認定)	▼幼稚園 ▼認定こども園(教育部分)
	2 号認定	満 3 歳以上で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望されている場合(保育認定)	▼保育所(園) ▼認定こども園(保育部分)
	3 号認定	満 3 歳未満で、『保育を必要な事由』に該当し、保育所(園)等での保育を希望されている場合(保育認定)	▼保育所(園)▼認定こども園(保育部分) ▼地域型保育事業(家庭的保育、小規模保育等)

● 2 号・3 号認定については、さらに保育の必要量に応じて区分が 2 つに分かれます

保育標準時間利用	1 日 11 時間まで利用可能。両親のいずれも就労時間が月 120 時間以上の場合
保育短時間利用	1 日 8 時間まで利用可能。両親またはいずれかの就労時間が月 60 時間以上 120 時間未満の場合

※認定については、利用の申込みと同時にを行います(認定証は 2 月上旬郵送予定です)

平成 28 年度

放課後子ども教室 参加者募集



児童館 ☎888-1111 (167)

町では、放課後に子どもたちの安全で健やかな活動をする場を設け、地域の皆さんの参画を得てさまざまな体験活動や交流活動を実施し、子どもたちの成長を支援・推進するために『放課後子ども教室』を開設しています。開設場所は下記のとおり町内の各小学校 8 校で、それぞれの学校内専用教室および体育館やグラウンドで活動します。

■内容

▼開設日時 週 1 回・下校時～午後 4 時 45 分まで

- ▼開設場所
- ▼阿見小学校区放課後子ども教室
 - ▼実穀小学校区放課後子ども教室
 - ▼吉原小学校区放課後子ども教室
 - ▼君原小学校区放課後子ども教室
 - ▼舟島小学校区放課後子ども教室
 - ▼阿見第一小学校区放課後子ども教室
 - ▼阿見第二小学校区放課後子ども教室
 - ▼本郷小学校区放課後子ども教室 (定員 50 人。活動場所に制限があるため)

▼対象 小学校新 1 年生～6 年生のすべての児童

■申し込み

平成 28 年度は 6 月から開設されます。ご利用を希望される人は、下記のとおりお申し込みください。

- ▼日時 11 月 20 日(金)・21 日(土) 午前 9 時～午後 5 時
- ▼場所 本郷ふれあいセンター集会室
- ▼費用 保護者負担金年額 730 円 (年間傷害保険料として受付当日に徴収します)
- ▼申込方法 『入会申込書』に必要事項を記入して申し込む
- ▼その他 土・日曜日、祝日、各学校振替休業日、長期休み(夏・冬・春休み)、天候等で臨時休校となった日は、休会日となります
- ▼問合せ 児童館 ☎888-1111 (167)
※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000002048.html>) にも掲載しています

■町母子寡婦福祉会に入会してみませんか？

町母子寡婦福祉会では、研修会や楽しい親子の集いなどを行ったり、母子家庭および寡婦に必要なさまざまなことを共有したりして、会員の教養や親睦を図っています。

同じ境遇にある人たちが一同に会し、話し合い、励まし合い、親睦を高めるためにも皆さんの入会をお待ちしています。年会費は一人 1,000 円です。

■『児童手当現況届』および『児童扶養手当現況届』の提出はお済みですか？

児童手当を受給している人は、現況届の提出が必要です。6 月に町から送付した『児童手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 6 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

また、児童扶養手当を受給している人は、毎年 8 月に、前年の所得と養育関係を確認する現況届を提出することになっています。8 月に町から送付した『児童扶養手当現況届』をまだ提出されていない人は、至急提出をお願いします。この届を提出しないと、受給資格があっても 8 月以降の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

平成 28 年度

放課後児童クラブ入会案内

Jido Club

町では、保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）を対象に放課後児童クラブを開設しています。

児童館 ☎888-1111 (167)

阿見小学校区放課後児童クラブ / 定員 120 人

- ▼場所 阿見小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

実穀小学校区放課後児童クラブ / 定員 35 人

- ▼場所 実穀小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

吉原小学校区放課後児童クラブ / 定員 25 人

- ▼場所 吉原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

君原小学校区放課後児童クラブ / 定員 30 人

- ▼場所 君原小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

舟島小学校区放課後児童クラブ / 定員 120 人

- ▼場所 舟島小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第一小学校区放課後児童クラブ / 定員 120 人

- ▼場所 阿見第一小学校敷地内専用施設
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

阿見第二小学校区放課後児童クラブ / 定員 35 人

- ▼場所 阿見第二小学校
- ▼対象 小学校 1 年生～6 年生

本郷小学校区放課後児童クラブ / 定員 50 人

- ▼場所 二区児童館
 - ▼対象 小学校 1 年生～6 年生
- ※入会希望者数に応じて低学年が優先入会となる場合があります

■ 共通事項

- ▼期 間 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- ▼時 間 月～金曜日：下校時～午後 6 時 30 分 ※休校日にクラブを実施する日（夏・冬・春休み、第 2 土曜日、創立記念日、振替休日等）：午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
- ▼対 象 保護者が日中家庭にいない小学校児童（留守家庭児童）で、各小学校の新 1 年生～6 年生
- ▼費 用 保護者負担月額 4,000 円
- ▼休 会 日 土・日曜日（第 2 土曜日を除く）、祝日、年末年始、天候等で臨時休校となった日

■ 申し込み

- ▼受付日時 ①新規：11 月 20 日（金）・21 日（土）午前 9 時～午後 5 時（兄弟で継続の児童がいる場合も新規の日時・場所
で申し込む）②継続：11 月 30 日（月）～12 月 4 日（金）午後 2 時～6 時
- ▼受付場所 ①新規：本郷ふれあいセンター集会室②継続：各児童館・放課後児童クラブ
- ▼申込方法 入会申込書・勤務証明書等に必要事項を記入して申し込む。用紙は役場 1 階児童館・各児童館・各児童クラブ
にあります（11 月から配布）
※祖父母が同居の場合は祖父母の勤務証明等も必要（平成 28 年 4 月 1 日現在 65 歳以上の人には不要）
- ▼そ の 他 ▼長期休み（夏・冬・春休み）のみ利用する場合も受付期間中にお申し込みください ▼定員を超えた場合、
書類審査（低学年順・家庭状況等）を実施します ▼入会の可否を 2 月上旬ごろ郵送等で通知します ▼保護
者負担金の日割り計算は行いません ▼申し込み時に放課後児童クラブ保護者負担金に未納がある人は受
付できません
- ▼問 合 せ 児童館 ☎888-1111 (167)
※町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000002047.html>) にも掲載しています

『特別支援学校生児童クラブ』および『母親クラブ』の入会案内は『広報あみお知らせ版』平成 28 年 1 月号（平成 28 年 1 月 8 日発行）でお知らせします

11月は児童虐待防止月間です!

～気づくのは あなたと地域の 心の目～

児童福祉課 ☎888-1111 (168・177)

ここ数年、児童虐待のニュースは連日のように報道され、深刻な事件も後を絶ちません。全国的にも相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

■児童虐待とは…

保護者が子どもの心や体を傷つけ、成長や発達を妨げる行為のことであり、大まかに4つの種類に分けられます。どの種類においても、子どもの心身に深刻な影響を与え、最悪の場合は死に至ることもあります。

身体的虐待	殴る・蹴る・投げ落とす・激しく揺さぶる・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為・性的行為を見せる・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する・重い病気になっても病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し・無視・きょうだい間での差別的扱い・子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

■「虐待かも?」と思ったら…

虐待が疑われるサインの一例です。おかしいな?と思ったら、通告や相談をお願いします。

子どもの様子	保護者・家庭の様子
<ul style="list-style-type: none"> ▼服装が季節にそぐわない ▼いつも衣服や体が汚れている ▼不自然な傷・あざ・やけどが多い ▼表情が乏しい、大人におびえている ▼落ち着きがなく、乱暴な行動が多い ▼夜遅くまで一人で歩いている 	<ul style="list-style-type: none"> ▼いつも親の怒鳴り声や子どもの泣き声がある ▼子どもがケガをしたり、病気になっても病院へ連れて行かない ▼子どもを置いたまま外出している ▼家の内外にゴミが散らかり、異臭がしている ▼地域との交流がなく、孤立している

「しつけかもしれない」「間違いだったら失礼」「仕返しされるかも」など、抵抗や不安がある人も多いと思いますが、個人が特定されないよう秘密は守られます(匿名でも大丈夫です)。

通告や相談は、子どもを守るためだけでなく、虐待をしている保護者への支援にもつながります。

■子育てに悩んだら…

育児に不安がある、協力してもらえない家族がいない、相談できる人がいない、イライラして子どもに手をあげてしまいそう…など、児童虐待につながりかねないリスクは、どの家庭にも存在します。

一人で行き詰まってしまって苦しいときには、匿名でも構いませんので、下記の相談窓口・ダイヤルまでご相談ください。

専門の相談員がお話を伺います。

■通告・相談窓口

いばらき虐待ホットライン	☎0293-22-0293 (24時間対応)
児童相談所全国共通ダイヤル	☎189
役場児童福祉課	☎888-1111 (土・日・祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分)

※生命の危険があると思われる場合は警察へ110番をお願いします

児童虐待防止シンボルマーク

オレンジリボンマークには子どもの虐待を防止するというメッセージが込められています。

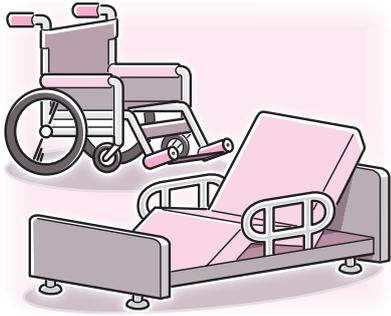
このリボンを胸に着けることで、子育てをあなたかく見守り、子育てのお手伝いをする意志があることを示します。



ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

介護 保険

社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)



介護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

■福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割または2割が自己負担です。

福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネージャーなどに相談ください。

▼対象となる福祉用具(13種類)

- 車いす
- 車いす付属品(電動補助装置など)
- ▼特殊寝台
- ▼特殊寝台付属

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、いったん全額を自分で支払い、社会福祉課介護保険係窓口で申請する必要があります。購入前に、

■特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

- 品(サイドレールなど)
- ▼床ずれ防止用具
- ▼体位変換器
- ▼手すり(工事を伴わないもの)
- ▼スロープ(工事を伴わないもの)
- ▼歩行器
- ▼歩行補助つえ
- ▼認知症老人徘徊感知機器
- ▼移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ▼自動排泄処理装置

ケアマネージャーなどに相談ください。

●対象となる特定福祉用具(5種類)

- ▼自動排泄処理装置の交換可能部品
- ▼入浴補助用具
- ▼簡易浴槽
- ▼移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は9万円または8万円です

※原則として、同一年度内に同じ種類の福祉用具を2回以上購入することはできません

■住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の9割または8割が払い戻されます。

このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を社会福祉課介護保険係窓口で提出する必要があります。工事前にケアマネージャーなどにご相談ください。

●対象となる工事

▼手すりの取り付け・居室や

廊下などへの転倒防止用の手すりの取り付け

▼段差の解消・玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け・居室と廊下の段差の解消・床のかさ上げ

▼床材の変更・浴室などの滑りにくい床材への変更・車いすでの移動を円滑にする床材への変更

▼引き戸などへの扉の取り替え・扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など

▼洋式便器などへの取り替え・和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

▼そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

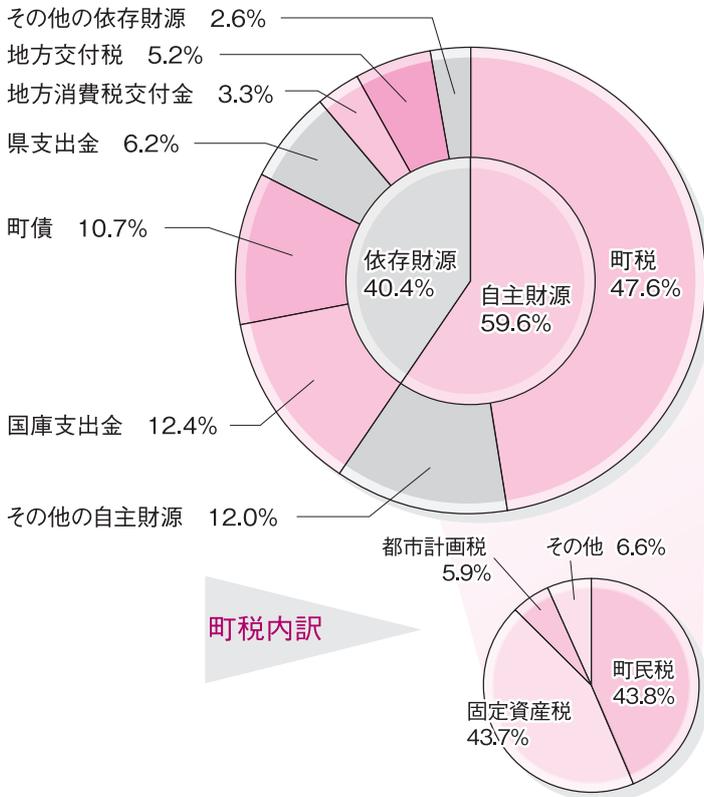
※利用限度額は20万円です。1割または2割が自己負担のため、支給額の上限は18万円または16万円です

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合は「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

まちの家計簿

平成26年度歳入歳出決算

一般会計歳入総額 156億644万5千円



歳入総額	156億 644万 5千円	(100.0%)
自主財源	93億 797万 1千円	(59.6%)
町税	74億 2806万 6千円	(47.6%)
その他の自主財源	18億 7990万 5千円	(12.0%)
繰越金	8億 3064万 5千円	(5.3%)
繰入金	1億 2165万 1千円	(0.8%)
諸収入	4億 2359万 8千円	(2.7%)
使用料・手数料	2億 5459万 5千円	(1.6%)
その他	2億 4941万 6千円	(1.6%)
依存財源	62億 9847万 4千円	(40.4%)
国庫支出金	19億 3826万 円	(12.4%)
町債	16億 6350万 円	(10.7%)
県支出金	9億 6861万 2千円	(6.2%)
地方消費税交付金	5億 2092万 9千円	(3.3%)
地方交付税	8億 1410万 6千円	(5.2%)
その他の依存財源	3億 9306万 7千円	(2.6%)
地方譲与税	1億 7306万 円	(1.1%)
地方特例交付金	3167万 3千円	(0.2%)
その他	1億 8833万 4千円	(1.3%)

歳入

は、前年度と比較して主に次の増減がありました。

一般会計 決算の概要

※()内は対前年度比率

● 増となった項目 ▼ 町税：376

2万5千円(0.5%)の増/家屋の新増築に伴う固定資産税の増など ▼ 地方消費税交付金：9300万円(21.7%)の増/地方消費税の引き上げの影響 ▼ 国庫支出金：3億7703万8千円(24.2%)の増/防災行政無線放送施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金の増など ▼ 町債：4億6990万円(39.4%)の増/社会資本整備総合交付金事業債(都市再生整備計画)の増など

● 減となった項目 ▼ 地方交付税：1157万2千円(1.4%)の

減/普通交付税の減など ▼ 繰入金：6471万4千円(34.7%)の減/学校施設耐震化基金繰入金の皆減など ▼ 繰越金：1億1560万8千円(12.2%)の減/繰越事業費等充当財源繰越額の減など ▼ その他の依存財源：2461万6千円(5.9%)の

減/自動車取得税交付金の減など

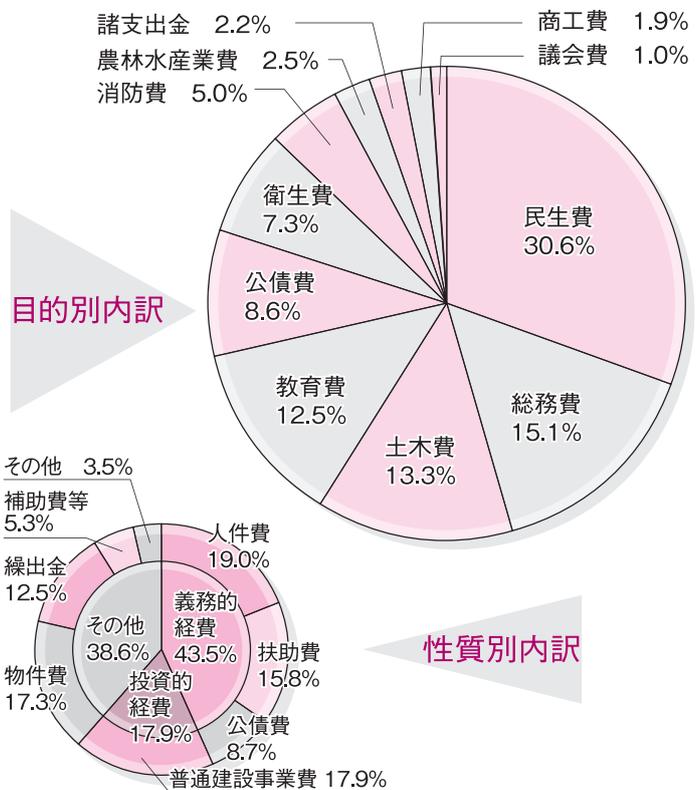
平成26年度一般会計の決算額は、歳入総額156億644万5千円、歳出総額149億1375万7千円となり、前年度と比較し、歳入については、8億4391万6千円(5.7%)の増、歳出については、9億8187万3千円(7.0%)の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、6億9268万8千円で翌年度へ繰り越すべき財源として2億1121万4千円を充てると、実質収支額は、4億8147万4千円となり、前年度と比較し、2億8487万4千円(37.2%)の増となりました。

各会計を通じた決算総額は、歳入278億2183万円(一般会計156億644万5千円・特別会計122億1538万5千円)、歳出263億4053万1千円(一般会計149億1375万7千円・特別会計114億2677万4千円)で、歳入歳出差引額(形式収支)は、平成25年度の17億6494万6千円に比べ、16.1%減の14億8129万9千円となっています。

一般会計 歳出総額 149億1375万7千円

歳出総額	149億1375万7千円	(100.0%)
民生費	45億6410万9千円	(30.6%)
総務費	22億5764万7千円	(15.1%)
土木費	19億7878万9千円	(13.3%)
教育費	18億6030万6千円	(12.5%)
公債費	12億9220万9千円	(8.6%)
衛生費	10億8836万7千円	(7.3%)
消防費	7億4253万2千円	(5.0%)
農林水産業費	3億7240万3千円	(2.5%)
諸支出金	3億2775万2千円	(2.2%)
商工費	2億8227万8千円	(1.9%)
議会費	1億4736万5千円	(1.0%)



歳出の目的別内訳では、前年度と比較して次の増減がありました。

- 増となった項目 ▼ 総務費…7億7068万9千円(51.8%)の増/防災行政無線放送施設整備事業の増など ▼ 民生費…3億7359万1千円(8.9%)の増/保育所整備事業の増など ▼ 農林水産業費…1億991万2千円(41.9%)の増/被災農業者向け経営体育成支援事業の増など ▼ 商工費…1億7265万2千円(157.5%)の増/阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の増など ▼ 消防費…1億3323万3千円(21.9%)の増/消防機械力整備事業の増など ▼ 諸支出金…1億3123万7千円(66.8%)の増/公共公益施設整備基金費の増など
- 減となった項目 ▼ 議会費…1902万6千円(11.4%)の減/議事事務局費の減など ▼ 衛生費…2980万3千円(2.7%)の減/牛久市・阿見町斎場組合負担金の減など ▼ 土木費…4億3834万8千円(18.1%)の減/都市計画道路中郷・寺子線等整備事業の減など ▼ 教育費…1億6062万4千円(7.9%)の減/給食センター運営費の減など ▼ 公債費…6164万円(4.6%)の減/元利償還費の減

人口一人当たりの歳入と歳出

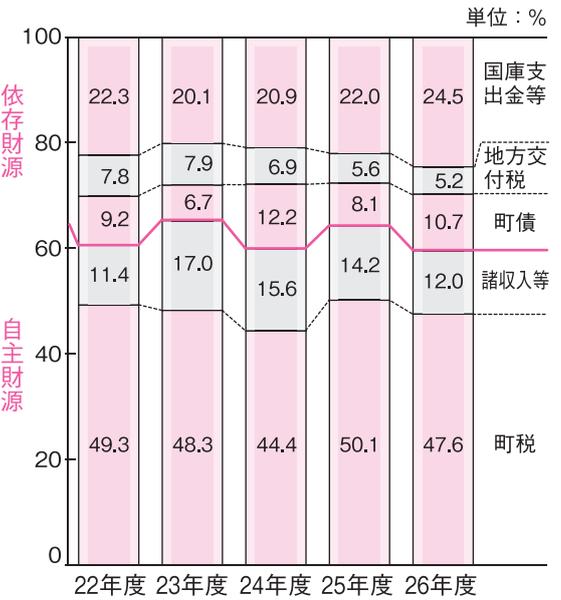
平成 26 年度総人口 48,007 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在・常住人口調査)

歳出総額	31 万 658 円 (100.0%)
民生費	9 万 5072 円 (30.6%)
総務費	4 万 7027 円 (15.1%)
土木費	4 万 1219 円 (13.3%)
教育費	3 万 8751 円 (12.5%)
公債費	2 万 6917 円 (8.6%)
衛生費	2 万 2671 円 (7.3%)
消防費	1 万 5467 円 (5.0%)
農林水産業費	7757 円 (2.5%)
諸支出金	6827 円 (2.2%)
商工費	5880 円 (1.9%)
議会費	3070 円 (1.0%)



歳入総額	32 万 5086 円 (100.0%)
自主財源	19 万 3888 円 (59.6%)
町税	15 万 4729 円 (47.6%)
その他の自主財源	3 万 9159 円 (12.0%)
依存財源	13 万 1198 円 (40.4%)
国庫支出金	4 万 375 円 (12.4%)
町債	3 万 4651 円 (10.7%)
県支出金	2 万 176 円 (6.2%)
地方消費税交付金	1 万 851 円 (3.3%)
地方交付税	1 万 6958 円 (5.2%)
その他の依存財源	8188 円 (2.6%)

過去 5 年間の推移



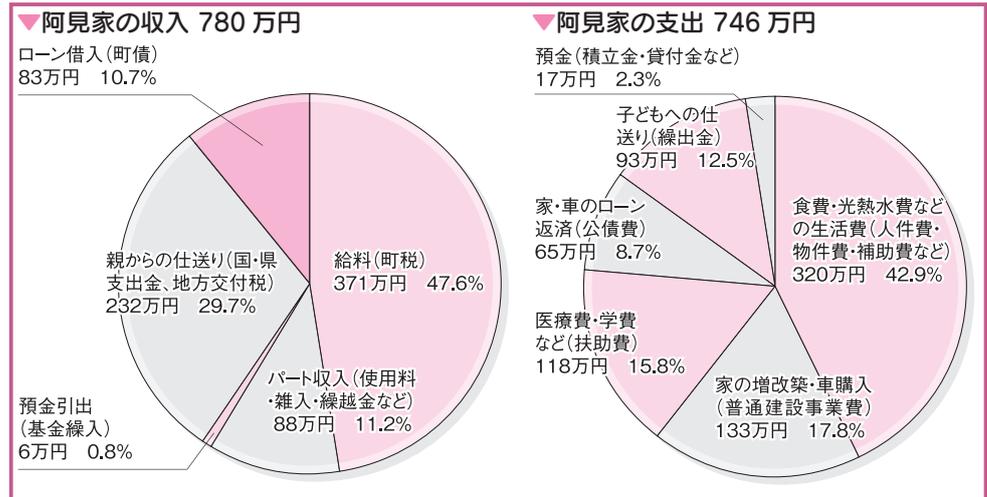
平成 26 年度の主な事業

- **総務費** ▼町のホームページ全体を見やすくリニューアル▼災害情報を伝達する防災行政無線を整備▼男女共同参画センターを開設
- **民生費** ▼待機児童解消のため家庭的保育事業を実施▼健康の保持増進と生活の安定を図るため医療費の一部を助成
- **衛生費** ▼感染症予防のため予防接種費用の一部を助成▼住宅用太陽光発電システム設置費の一部を補助▼不法投棄監視カメラ・禁止看板を設置
- **農林水産業費** ▼農業後継者の就農・営農を支援▼農業生産基盤や農村環境を守る取組みを支援
- **商工費** ▼商工会発行のプレミアム付商品券の発行経費を支援▼霞ヶ浦湖岸の親水性向上のため道路や公園を整備
- **土木費** ▼道路の新設改良や排水整備、危険箇所の改良などを実施▼阿見吉原土地区画整理事業地内の都市基盤整備を推進▼町営住宅のマスタープランを策定
- **消防費** ▼化学消防ポンプ自動車・高規格救急車などを更新
- **教育費** ▼本郷地区へ小学校を建設するための基本設計を実施▼音楽を活用した地域交流・地域活性化を推進

平成26年度決算を家庭の家計簿に例えると…

● 一般会計決算を1/2000に縮小し、家庭の家計簿のようにまとめました(右図参照)

※ 収入780万円－支出746万円＝34万円は次年度へ繰り越します
 ※ 預金残高(一般会計基金)326万円・ローン残高(町債)645万円



収入のうち給料・パート収入・預金引出が自主財源、ローン借入・親からの仕送りが依存財源で、自主財源の割合が高いほどやりくりがしやすいと言えます。町では約59.6%が自主財源、約40.4%が依存財源となっています。

給料・パート収入・親からの仕送りを合わせると691万円の収入になるのに対し、支出は生活費320万円、家の増改築や車の購入代133万円、増加傾向にある医療費・学費などの支払い118万円やローンの返済65万円などで729万円がかかります。家の増改築や車の購入代をローン借入でまかない、生活費などを節約した結果、今年度は将来に備え17万円を預金することができました。

車や住宅の購入(町では公園や道路の建設など)のように大きな出費で長期間使用するものなどは、今の使用者だけでなく後世代の使用者にも平等に費用を負担してもらうため、借入して今後の給料で返済した方が適当な場合もあります。もちろん、将来の負担を明らかにして事業を行い、子どもたちに大きな負担を残さないよう生活設計していくことが大切です。

限られた収入を大切に、サービスを充実させるため、今後も計画的にやりくりを進めていきます。

町債・基金の現在高

※ 26年度末とは、平成27年3月31日現在です

町債の現在高	
区分	26年度末現在高(※)
一般会計	129億 148万 8千円
特別会計	81億 929万 7千円
公共下水道事業	69億 5071万 5千円
土地区画整理事業	0円
農業集落排水事業	11億 5858万 2千円
公営企業会計(水道事業)	11億 2155万 7千円

基金の現在高

基金等の名称	26年度末現在高(※)
財政調整基金	37億 2010万 円
減債基金	3億 7310万 円
その他の基金	24億 1919万 4千円
国民健康保険支払準備基金	2億 8000万 円
公共下水道整備基金	10万 円
介護給付費準備基金	1千円
農業集落排水事業債減債基金	1億 713万 5千円
土地開発基金(現金)	360万 円

特別会計決算

- 国民健康保険特別会計
 - 歳入 57億 7451万 3千円
 - 歳出 51億 6659万 7千円
- 農業集落排水事業特別会計
 - 歳入 1億 6733万 7千円
 - 歳出 1億 5299万 8千円
- 公共下水道事業特別会計
 - 歳入 27億 5150万 3千円
 - 歳出 26億 4929万 7千円
- 介護保険特別会計
 - 歳入 27億 1518万 8千円
 - 歳出 26億 7194万 6千円
- 土地区画整理事業特別会計
 - 歳入 9605万 2千円
 - 歳出 7651万 7千円
- 後期高齢者医療特別会計
 - 歳入 7億 1079万 2千円
 - 歳出 7億 941万 9千円

公営企業会計決算

(水道事業会計)

収益的収入および支出

収入 11億 7298万 3千円
 支出 9億 9066万 8千円

資本的収入および支出

収入 1億 6745万 6千円
 支出 6億 795万 1千円

※ 資本的収入および支出における収入の不足額は過年度損益勘定留保資金等で補填しました
 ※ 消費税・地方消費税を含む

町財政の現状

町監査委員による決算審査意見書から

■ 決算の総括

平成 26 年度における各会計歳入総額は 27,822 百万円、歳出総額は 26,341 百万円であり、歳入歳出差引額は翌年度繰越額を除き、実質収支額 1,253 百万円の黒字となりました。なお、単年度実質収支額(当年度実質収支額－前年度実質収支額)は 440 百万円の赤字となっています。基金残高は 6,903 百万円と前年度比 275 百万円の増加となり、公債残高は 22,132 百万円(水道事業を含む。)と前年度比 317 百万円増加となりました。

当年度、町税は法人町民税が町内大規模法人の従業員の減少等により、また個人町民税も主に給与所得者の所得金額の減少により減少となりましたが、家屋の新築等に伴う固定資産税の増加等により 7,428 百万円と前年度比 38 百万円増加となりました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による各指数を分析すると、まず、実質赤字比率および連結実質赤字比率については赤字額が生じていないため、その場合には比率がないものとされています。今後も比率が生じないよう、適正規模の実質収支の確保等に努める必要があります。

実質公債費比率については、前年度の 7.2 から 5.7 に 1.5 改善しています。元利償還金が減少したこと、および地方消費税交付金の増加に伴い標準税収入額が増加したことによるものであります。今後も、公債費が歳出全体に与える影響を十分考慮しながら、計画的に起債を活用していく必要があります。

将来負担比率については、財政調整基金等の充当可能財源が公債残高、退職手当負担見込額といった将来にわたる義務的経費の合計を上回っていることから、将来負担額がマイナスとなり、比率は生じていません。今後も現在の負担と将来の負担のバランスのとれた運営に努める必要があります。

資金不足比率については、対象となる公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、土地区画整理事

業特別会計および水道事業会計の各会計とも資金不足が無いため、比率は生じていません。今後も比率が生じないよう、効率的な運営に努める必要があります。

財政力指数については、単年度で前年度の 0.894 から 0.896 に上昇し、3 ヶ年平均においても 0.880 から 0.891 に上昇しています。財政力指数が上昇した主な要因は、実質公債費比率と同様に、地方消費税交付金の増加が基準財政収入額の増加要因となったためであります。

経常収支比率については、人件費、物件費、扶助費等の経常経費が増加する一方、維持補修費、公債費が減少したことおよび歳入面で町税、地方消費税交付金等の経常一般財源が増加したことなどにより、前年度の 92.9 から 92.1 に 0.8 改善しています。

以上、実質公債費比率は地方消費税交付金の増加等を反映して改善しているものの、同比率および将来負担比率に影響のある地方債現在高は前年度より増加しており、また人件費・扶助費といった義務的経費が増加傾向にある中で、依然として経常収支比率は高い水準にあることから、財政の硬直化が懸念されます。

今後の財政運営について、国内経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されていますが、海外景気の下振れなどが景気を下押しするリスクとなっていることから、引き続き国の財政政策および経済動向に細心の注意を払う必要があります。また人口減少・高齢化等が 2020 年代半ば頃から一層進展することが見込まれる中で、当町においても、扶助費等の義務的経費は今後も増加することが見込まれるとともに、公共施設の老朽化対策などを計画的に進めていくための財源の確保が課題となっていることから、中長期的な社会構造の変化を踏まえ、従来の取り組みを踏襲することへの危機意識を持ち、選択と集中の下、限られた財源を効果的に活用する歳出改革に取り組む必要があると思われま

健全化判断比率・資金不足比率および財政構造の状況

健全化判断比率	実質赤字比率 — 【早期健全化基準 13.47%】	福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの
	連結実質赤字比率 — 【早期健全化基準 18.47%】	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの
	実質公債費比率 5.7% (前年度 7.2%) 【早期健全化基準 25.0%】	借入金(地方債)の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの
	将来負担比率 — 【早期健全化基準 350.0%】	地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
資金不足比率	公共下水道事業特別会計 — 農業集落排水事業特別会計 — 土地区画整理事業特別会計 — 水道事業会計 — 【経営健全化基準 20.0%】	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

※実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率・資金不足比率は、比率が生じていないため「—」を記載しています

問い合わせ

企画財政課 財政係 ☎888-1111 (223) ▼ Eメール:kikakuzaiseika-ofc@town.ami.lg.jp

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

「NPO 法人 いばらき IT 普及協議会」

当団体は、平成19年1月にITスキルの向上を通しての地域貢献を目的としてNPO法人化し、安全で効率的なパソコンの使い方を普及するとともに、町民活動センターのWebサイト構築などを支援しています。

現在では、個人のボランティアとともにさまざまなパソコンの勉強会を開催しており、不登校や引きこもりといった人への就労支援勉強会も行なっております。

このような活動にご興味のある皆さまのご参加を心からお待ちしています。



▲▼勉強会など活動の様子

●いばらき IT 普及協議会による勉強会

▼IT 道場 日時:毎週水曜日 午後7時から

ホームページ・ネットワーク関係の勉強会、就労支援勉強会です

▼エクセル基礎から応用まで 日時:毎週金曜日 午後1時から
表計算ソフト(Excel)の基礎から応用についての勉強会です

▼パソコンなんでも相談室 日時:毎月第2土曜日 午後1時から
初心者を対象としたなんでも相談、就労支援勉強会です



●ボランティアによる勉強会

※こちらの申込・問合せは、町民活動センターまで

▼パソコン学習会 日時:毎週火・水曜日 午前10時から
参加者のニーズに合わせた勉強会です

▼シニア歓迎らくらくパソコン教室 日時:毎週火曜日 午後3時から
マイクロソフト Word・Excelに関する初心者向けの勉強会です

▼これから始めるパソコン 日時:毎月第3火曜日 午前10時から
パソコンの買い方から教える初心者向けの勉強会です

活動場所 町民活動センター(マイアミ・ショッピングセンター3階)

問合せ 『NPO 法人 いばらき IT 普及協議会』 代表 田村 ☎889-2572

■活動報告コーナー

●協働のまちづくりに関する研修会を実施

8月18日(火)から3回にわたって、協働の手法によるまちづくり、および男女共同参画社会を推進していくことを目的に、協働のまちづくりに関する研修会を実施しました。

町民(区長会代表・民生委員・市民活動団体代表)と行政職員(協働のまちづくり運営委員会委員・町役場・町民活動センター職員・男女共同参画センター職員)が、ワークショップを通じて地域コミュニティ推進事業や高齢化に伴う介護予防事業などをテーマに意見交換を行う貴重な場となりました。



▲研修会の様子

次回の『NPO・ボランティア設立・運営勉強会』は11月20日(金)実施予定です。

市民活動団体の活動日時や講座等の情報は、町ホームページまたは町民活動センターだよりをご覧ください。

国保税納め忘れは ありませんか？

滞納すると、**みんながあなたが困ります**

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131～133)

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

■下記のような措置がとられます

国保税を納期までに納めていますか？

→ はい

→ いいえ

督促状が届いたとき、すぐに納めましたか？

→ はい

→ いいえ

何か特別な事情があって、納められないのですか？

→ はい

→ いいえ

有効期限の短い『短期被保険者証』が交付されます。

→ 相談

ご協力ありがとうございます。引き続き納期限内の納付をお願いします。納め忘れの予防に便利な口座振替をご利用ください(口座振替依頼書に必要事項を記入して申し込みます。詳しくは収納課にお問い合わせください)。

納付方法についてご相談に応じています。



役場1階国保年金課または
仮設庁舎1階収納課に来庁
してください。

納期限から1年たっても滞納している

国保から保険証の返還を求める通知が届きます。保険証を国保に返還し、代わりに『被保険者資格証明書』の交付を受けます。この場合、医療費は全額自己負担することとなり、後で国保から、国保が基準とする医療費の70%の払い戻しを受けるようになります。

納期限から1年6か月たっても滞納している

国保の給付の一部または全部が差し止められます。それでもなお納めない場合には、差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

日 本では、突然の病気やけがに備えて、すべての人が国保や職場の健康保険、後期高齢者医療制度などの医療保険に加入することが義務付けられています。国保税は、国の補助金などとともに国保制度を支える大きな柱です。国保税を納めない人が増えると、医療費の支払いがでなくなり、国保加入者の皆さんが困ってしまうこととなります。

■納付には便利な口座振替をご利用ください

▼預金口座のある銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・JA—などからの自動振替のため、納付の手間が省けます

▼一度手続きをすると、中止しない限り翌年度分も自動的に継続されます

▼預金通帳・口座の届出印・国保税の納付書—を金融機関または役場1階収納課窓口に持参し、口座振替依頼書に必要事項を記入して申

し込みます。詳しくは収納課にお問い合わせください

■保険税 Q & A

Q 今のところ元気で、医療を受ける必要もないのですが、それでも国保税を納めないといけませんか？

A 今は元気だとしても、いつ病気になるかわかりません。万一病気になると、多額の医療費が必要になることもあります。国保は、そのようなときに心配なく診療を

受けられる制度です。国保税を納めることは国保被保険者の義務と考えてください。

Q 経済的に困難で国保税を納められません。

A 納付方法についてご相談に応じています。

■特定健診は受けましたか？

町と契約している医療機関で受診することもできます。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

ジェネリック医薬品 をご存じですか？

国保年金課国保係 ☎888-1111 (131 ~ 133)

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許が切れた後に、先発医薬品と成分や規格等が同一であるとして承認される後発医薬品のことです。近年の高齢化の進行や医療の高度化により、年々医療費が増加している現状に対応するための対策の一つとして、町国保では『ジェネリック医薬品』に注目しています。

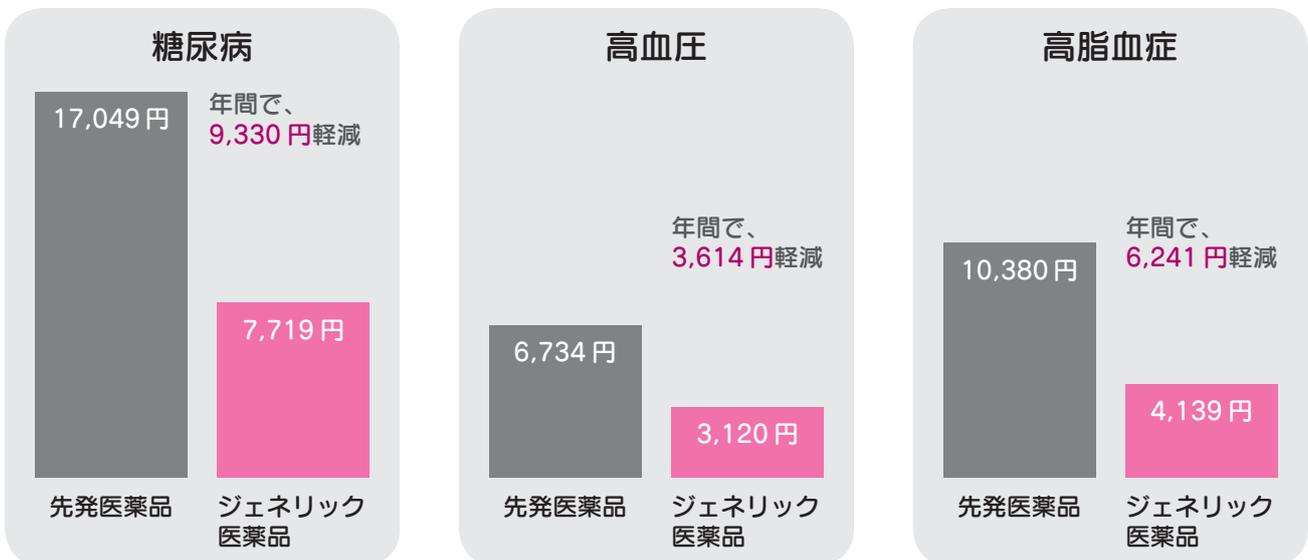
ジェネリック医薬品はなぜ価格が安いのですか？

先発医薬品は、成分の開発、有効性や安全性の確認などのため長い開発期間と膨大な開発費がかかります。これに対し、ジェネリック医薬品はすでに臨床で使われて有効性や安全性が確認された薬を製造するため、コストが少なくすみ、先発医薬品と比較して価格が約2割～7割安くなります。

ジェネリック医薬品を使うと自己負担はどのくらい安くなるの？

一概にいくら安くなるとは言えませんが、代表的な生活習慣病の薬代を比較すると次のようになります。生活習慣病や慢性疾患で長期間薬を飲んでいる人ほど、自己負担の軽減につながります。

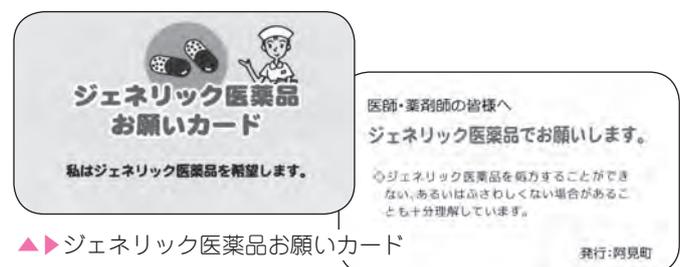
▼例:それぞれ代表的な薬1種類を1年間服用したと仮定(平成26年3月改正の薬価基準により計算)
※薬代のみ。技術料などは含まない。3割負担の場合



※医薬品の価格が下がっても自己負担額が先発医薬品使用時と変わらないか、上がる場合もあります(自己負担額には医薬品の価格のほかに技術料などが含まれるため)

「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いにくいときは？

町国保では、『ジェネリック医薬品お願いカード』を作成しています。受診の際『ジェネリック医薬品』での処方を言葉でお願いしにくいような時は、このお願いカードを医師または薬剤師に提示してください。ただし、ジェネリック医薬品を処方することができない場合などもありますので、医師や薬剤師の指示に従ってください。



▶▶ジェネリック医薬品お願いカード

障害者週間と 障害者理解について



障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

障害者週間（期間は毎年 12月3日～9日の1週間）

国民の間に広く、障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会・経済・文化・その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、12月3日から12月9日まで『障害者週間』が設けられています。週間中はもとより、日ごろからも障害者福祉についての関心と理解を深めていただき、地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、障害のある人もない人も自分らしい暮らしを実現できるまちづくりの一員となっていただきますよう、お願いします。

■障害者による作品展

町では障害者週間にあわせて、総合保健福祉会館のラウンジにて、障害者による作品の展示や町内の障害者施設等の紹介を行います。ぜひご覧ください。

障害について

障害者への理解を深めるには、それぞれの障害の内容や症状を正しく知る必要があります。障害は5つに分類され、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次機能障害があります。

●身体障害者

視覚、聴覚、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓）に障害があり「身体障害者手帳」を交付されている人のことをいいます。

- 視覚障害は、まったく見えない「全盲」眼鏡などで矯正しても視力が弱い「弱視」見える範囲がせまい「視野狭さく」があります
- 聴覚障害は、人の声や物音が聴こえない、または聴こえにくいという障害です
- 平衡機能障害は、姿勢を調整する機能の障害により、四肢体幹に異常がないのに起立や歩行に異常があります
- 音声・言語・そしゃく機能障害は、音声を発することができない・発生しても言語がない、音声・言語による意思疎通が困難である。そしゃく・嚥下（えんげ）機能が障害により経管栄養でしか栄養を補給できない、障害により通常の食事では十分な栄養補給ができない障害です
- 肢体不自由は、手や足、体の胴の部分に障害があります。この中でも脳性まひ・筋ジストロフィー・脊椎損傷等により全身に障害が及ぶものを一般的に全身性障害といえます
- 内部障害は疾病等により心臓・じん臓・肺・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の働きが弱くなったり、機能しなくなったりする障害、免疫機能の障害をいいます

●知的障害者

知的障害とは、生活や学習面であらわれる知的な働きや発達の遅れが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるため、何らかの援助を必要とする人のことをいいます。知的障害を有する人には県から「療育手帳」が交付されます。

●精神障害者

統合失調症・うつ病等の気分障害・アルコールや薬物依存・その他の精神疾患がある人のことをいいます。継続的に日常生活または社会生活に制限がある場合には、申請により県から「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

●発達障害者

自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動障害等の通常低年齢で発現する脳機能の障害をもつ人のことをいいます。

●高次脳機能障害者

病気や事故などで、脳が部分的に損傷を受け、記憶・注意・遂行機能・感情の障害、判断力の低下により、日常生活・社会生活に制限がある人をいいます。

『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』が施行

■目的

障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる茨城県づくりをめざし、『障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例』が今年の4月1日に施行されました。

差別を解消するための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳および権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

町では、『障害者が住み慣れた地域や家庭で、生きがいのある生活を営む町』を目指して、これからも取り組んでいきます。

■町民および事業者の役割等

障害に対する差別を行ってはいけません。

●役割として次のことに努めなければなりません

- ▼障害のある人が地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう支援すること
- ▼障害についての理解を深め、差別を解消すること
- ▼障害のある人が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること

●差別とは

- ▼障害のある人が障害があることを理由として、不当な差別的取り扱いを受けて権利を侵害されること
- ▼社会的障壁の除去の実施について合理的配慮をしない
- ※社会的障壁…日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物・制度・慣行・観念、その他一切のもの
- ※合理的配慮…障害のない人と実質的に同等の生活を営むために、求めに応じて必要かつ適切な現状の変更または調整を行うこと（負担が過重になるものを除く）



障害者の就労支援

障害者が就職を目指すとき、各種相談機関・訓練・制度がご利用いただけます。

〔就労に関する相談支援〕

障害者就業・生活支援センターかすみ、町障害福祉課では、ニーズや課題に応じてご相談を受け付けます。

〔就労移行支援・就労継続支援〕

一般就労に向けて、事業所内での作業や、企業における実習、適性に合った職場探し、就職後の職場定着のための支援を行います（申込み先：町障害福祉課）。

〔求職登録・職業紹介〕

ハローワークでは、求職者の能力等と職務の要件とを照合して職業紹介を行います。障害者枠の職業紹介もあります。

〔障害者の雇用に対する支援・助成制度〕

ハローワークでは、障害者の雇用に対する、各種支援・助成制度をご案内します。

■問い合わせ

- ▼町障害福祉課（阿見町）☎888-2943 ▼障害者就業・生活支援センターかすみ（土浦市）☎827-1104
- ▼ハローワーク土浦（土浦市）☎822-5124

◎お願い 公的機関や店舗などに車いすのマークが描かれている駐車スペースは、歩行に困難のある障害者や高齢者などのために設置されているものです。適正な利用にご協力ください。

もしも、病気やけがで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害（国民年金の障害等級の1・2級）の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

■年金が受けられる要件

① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）において国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること

② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む）があること

※特例として、平成28年3月31日までに初診日がある場合、初診日が属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がないこと

※4分の1納付・2分の1納付・4分の3納付の承認を受けた期間は、一部納付額を納めないとき未納期間扱いとなります

③ 障害認定日に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の状態になっていること。または、障害認定日（※）に該当しなかった人が、65歳になる日の

前日までに該当するようになり、請求したとき

※障害認定日：原則として病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、1年6か月以内に症状が固定した日

● 20歳前に初診日がある場合 20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害基礎年金は受けられますが、本人の所得制限があります（左表参照）。

● 20歳前に障害となった場合の所得制限

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
本人所得一部停止	3,604,000円	3,984,000円	380,000円
本人所得全部停止	4,621,000円	5,001,000円	

※平成17年8月から
 ※上記の金額を超えた場合に、一部停止または全部停止
 ※老人扶養・特定扶養親族等がいるときは、別の基準となります

土浦年金事務所から

■国民年金保険料『5年の後納制度』が始まりました

『10年の後納制度』は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです（本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません）。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができましたが、『10年の後納制度』は、平成27年9月30日をもって終了しました。

終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる『5年の後納制度』が始まりましたが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは『国民年金保険料専用ダイヤル(0570-011-050)』または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

※老齢基礎年金を受給している人などは、後納制度の利用はできません。

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎824-7121

■年金額（4月1日改定）

- ▼一級障害：97万5100円
 - ▼二級障害：78万1000円
- 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子（18歳に到達する年度末までの子、1・2級の障害のある20歳未満の子）があるときは、年金の額が加算されます。

●年金の加算額

- 加算対象の子が1人目まで（1人につき）… 22万4500円
- 3人目以降（1人につき）… 7万4800円

詳しくは国保年金課または土浦年金事務所お客様相談室（☎824-7169）まで

『住宅用LED照明設置補助金制度』 『町内クリーン作戦』のお知らせ

環境政策課 ☎888-1111 (116)

住宅用LED照明設置補助金制度

町では、照明の省エネルギー化の促進による地球温暖化対策を目的として、住宅用LED照明の購入設置に対し予算の範囲内で補助金を交付します。補助は一世帯につき1回限りです。

- ▼**対象者** 世帯主（町に住民登録をしているもしくは住民登録をする見込みであること）
- ▼**申請条件** 次の全てを満たしていること ▼町税を滞納していないこと ▼対象者が過去にこの制度の補助を受けていないこと ▼この制度の補助によるLED照明が設置されていない住宅であること ▼未使用の物かつ固定式の照明であること（イルミネーション・ランタン等は対象外）
- ▼**補助対象経費** ▼町内電気店等から購入設置した住宅用LED照明であり、費用の合計が4,000円以上のもの ▼補助金の申請は、領収日から30日以内に行うこと（30日を過ぎた領収書は補助の対象外）
- ▼**補助額** ▼補助率2分の1（補助金の千円未満は切捨て） ▼上限2万円
- ▼**申請方法** 次の①～⑤を持参のうえ、環境政策課で手続きをしてください
①補助金交付申請書 ※申請時に窓口で記入可、町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp/0000000947.html>）からもダウンロード可 ②領収書の写し ③設置か所の写真（各か所1枚） ④印鑑 ⑤世帯主の金融機関の口座番号がわかるもの
- ▼**注意** ▼領収書の写しは、購入者氏名・購入日・証明種別・数量・金額・販売者名が明記され、領収印が押印されたものの写しをご用意ください ▼申請書に消費電力の記入欄があります

町内クリーン作戦の実施および使用済み天ぷら油の回収

■町内クリーン作戦

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。今年度の第2回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

- ▼**期 日** 11月8日(日) ※雨天予備日:11月15日(日)
- ▼**作業内容** ▼空き缶・空きビンなどのポイ捨てごみの回収 ▼ごみ集積所の清掃
- ▼**その他** ▼開始時間は各行政区によって異なります ▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

■天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、下記のとおり実施します。

皆さまの積極的な参加をお願いします。

- ▼**期 日** 11月8日(日) ※雨天予備日:11月15日(日)

▼回収手順

- ①使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く
 - ②使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる
 - ③行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
 - ④使用済天ぷら油を回収缶に移す
 - ⑤空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するか、燃えるごみとして処分してください
- ▼**その他** ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります ▼工業用油は回収しません ▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます



▲天ぷら油回収の様子

問合せ:廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0091

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』撮影セット展示を延長します

町および予科練平和記念館で撮影協力をしました、映画『サクラ花～桜花最後の特攻～』で使用された『一式陸攻』の操縦席のセットや衣装の展示期間が、11月1日(日)までの予定でしたが、好評により期間を延長して展示することになりました。

タイトルにもなっている『桜花(おうか)』とは、機首に爆弾を搭載し人間が操縦する小型の航空機で、母機に搭載して目標付近で切り離し、目標に体当たりする特攻兵器です。人間爆弾『桜花』戦死者55人のうち、38人が予科練出身者でした。



▲撮影に使用されたセットの一部

県内には『桜花』の訓練をしていた神ノ池海軍航空隊もあり、今回の映画や映画セット展示をきっかけに、深く歴史を知る機会としていただければ幸いです。

▼期 日:11月29日(日)まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合、翌火曜日休館

▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料:無料



▲映画出演者の直筆サインも展示

『零戦』実物大模型の一般公開

予科練平和記念館開館5周年記念事業で製作の実物大『零式艦上戦闘機二一型』模型(以後『零戦』とする)が10月6日(火)から公開となりました。

『零戦』は、昭和15年に採用されて以降、海軍パイロットを目指す予科練生の憧れの的でした。その姿を現代に再現した『零戦』をぜひご覧ください。見学は格納庫外からとなります。 ※雨天および強風の場合は公開中止となります

▼期 日:開館日に合わせて公開 ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合、翌火曜日が休館

▼時 間:午前9時～午後4時30分

▼場 所:予科練平和記念館(格納庫)

▼観覧料:無料

※『予科練平和記念館開館5周年記念式典』

関連記事は、表紙にも掲載しています



▲実物大で再現された『零戦』



▲今にも飛び立ちそうな『零戦』

◎学芸員のつぶやき

前回(広報あみ10月号通常版)に引き続き『零戦』の話です。『零戦』と一口に言っても、時期によってさまざまな型式があります。二一型や五二型等、設計段階から変わるものもあれば、応急的に改造して夜間戦闘機や複座式の偵察機にされたものもあります。昭和19年3月には、『零式練習用戦闘機』として練習機にも制式採用されています。操縦席は開放式になり、その後ろに教官席を増設した機体が、515機生産されました。沖縄戦では、元山海軍航空隊などから特攻機として出撃しました。



インフォメーション

お知らせ おわびと訂正

『広報あみ』9月号通常版10ページ「県不妊治療費助成事業」の必要書類に誤りがありました。正しくは左記のとおりです。おわびして訂正します。

- ▼県不妊治療費補助金交付申請書
 - ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書
 - ▼医療機関発行の領収書(原本およびコピー)
 - ▼世帯全体の住民票(交付日から3か月以内のもの)
 - ▼夫および妻の市町村県民税課税証明書各1通
 - ▼戸籍謄本(新規申請「通算1回目」の人のみ)
 - ▼県不妊治療費補助金交付申請書に係る同意書(平成16年度以降に県内に転入してきた人等)
 - ▼印鑑
- 健康づくり課 ☎888-2940

お知らせ 家を新築・増築または取り壊した人へ

町では、家屋の現況把握に努めています。所有者からの連絡がなければ正確な現況を把握できない場合があります。

平成27年中に住宅・店舗・納屋・車庫などの家屋を新築また

は増築されて、まだ税務課の家屋調査が済んでいない場合には、固定資産税(都市計画税)の基礎となる評価額を算出するため、家屋調査が必要となります。ご都合のよい日時を相談のうえ税務課職員がお伺いします。なお、早めにご連絡ください。

また、平成27年中に家屋を取り壊した場合は、平成28年度から固定資産税(都市計画税)は課税されません。平成28年1月末までに「家屋滅失届」を税務課に提出していただくか、電話などによりご連絡ください。なお、法務局において建物滅失登記をしている場合には届出は必要ありません。

税務課固定資産税係 ☎888-1111(155)

お知らせ 狩猟のマナーを守りましょう

11月15日～平成28年2月15日は狩猟期間です。事故がないようルールとマナーを守り、狩猟の適正化の徹底を心がけましょう。

公道・公園・寺社境内・墓地住居が集合している地域など、狩猟が禁止されている場所での発砲や狩猟違反を見かけた場合は、110番通報をお願いします。

牛久警察署 ☎871-0110
阿見地区交番 ☎888-0110

募集 町男女共同参画社会推進講演会開催(無料)

期日 11月22日(日)
時間 午後1時15分～3時
場所 かすみ公民館
内容 演題:『男女共同参画社会』途中の「歩」
講師 奥山和弘氏 『モモタロー』ノリターン&サルカニ・バイオレンスの著者

定員 180人
その他 託児室がありません
申込方法 電話またはファクシミリで左記に申し込む
町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111(271) ☎887-9560

募集 茨城県弁護士会「無料法律相談会」開催

期日 11月16日(月)
時間 午後1時～4時
場所 役場3階302会議室
内容 相続・離婚・金銭貸借・損害賠償や日常の法律に関する相談など
対象 町内に居住・在勤・在学している人
相談担当者 茨城県弁護士会所属の弁護士
申込方法 電話で左記に申し込む(予約制) ※当日も直接会場で受付しますが、事前予約の人が優先となります
茨城県弁護士会 ☎029-221-3501

お知らせ 町シルバー人材センターから 入会説明会開催

期日 11月4日(水)
時間 午前10時～正午
場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)
対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

『マイホームのミニ営繕』引き受けます 軽易な大工仕事、ふすま・網戸の張り替え、庭木のせん定、草刈りなど
(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

募集 陸上自衛隊高等工科学校生徒(一般)募集

試験種目 陸上自衛隊高等工科学校生徒
受験資格 平成28年4月1日時点で15歳以上17歳未満の男子
受付期間 11月1日(日)～平成28年1月8日(金)まで
試験期日 1次:平成28年1月23日(土) 2次:2月4日(木)～7日(日)までのうち指定する1日
http://www.mod.go.jp/peo/ibaraki/

自衛隊茨城地方協力本部 龍ヶ崎地域事務所 ☎0297-6413351

〈広告欄〉

住まいのことなら 美都住建へ

家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル前診断士が無料でアドバイスさせていただきます。

土台と梁、柱、柱を強化した構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます!!

●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

建築業知事免許(般-24) 第22375号 【本社】阿見町実穀1283-10 TEL.029-842-7196
 (株)美都住建 【陶板浴槽】阿見町中央1-5-32

今がチャンス! LIXILリフォームショップ

省エネ住宅ポイントで お得にリフォーム!!

省エネ住宅ポイントは、1戸あたり最大300,000ポイントが貯まります。

お見積りにご相談下さい。

茨城県知事免許(4) 第5548号 阿見町中央1-5-32 (有)美都和ワ TEL.029-891-2200

インフォメーション

お知らせ
町教育長が交代しました

教育委員会制度改革に基づく新「教育長」に、菅谷道生氏が就任しました。新「教育長」は、従来の教育委員長と教育長を一本化した新しい職で、町議会の同意を得て、町長より直接任命されます。菅谷教育長の任期は10月11日から3年間となります。



菅谷 道生

教育長を務められてきた青山壽々子氏が10月10日の任期満了により退任されました。青山氏は、平成21年10月に教育長に就任し、6年間にわたり、学力的向上や教育環境の整備を進め、町の教育発展のために尽力されました。



青山壽々子

学校教育課 ☎ 8881-1111 (321)

お知らせ
第60回町成人式典

▼期日 平成28年1月10日(日)
▼時間 ▼受付：午前9時15分から ▼式典：10時から ※式典終了後、記念写真撮影

▼場所 町民体育館
▼対象 町に住民登録している平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの人 ※町外転出の参加希望者は、左記にお問い合わせください

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎ 888-2526

募集「第4回町民健康ウォーキング」参加者募集

▼期日 11月22日(日)

▼時間 午前8時総合保健福祉会館「さわやかセンター」出発

▼場所 葛西臨海公園 約6km (東京都江戸川区)

▼募集人数 45人(参加者は抽選により決定)

▼参加料 1100円 ※抽選日または当日受付で納める

▼申込方法 参加希望者は左記の抽選会に必ず出席。代理出席可。事前申込不要。

▼抽選会および説明会 11月7日(土)午後3時から本郷ふれあいセンターで開催 ※抽選会開始後の受付は不可

▼阿見いきいきクラブ 田沼(中央公民館内) ☎ 887-0836

募集「家族介護支援事業」参加者募集

▼期日 11月27日(金)

▼時間 午後1時30分～午後3時

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階講座室

▼内容 老後を支える公的年金講師 野口孝雄氏(社会保険労務士)

▼対象 町内に在住・在勤の人

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込期間 11月20日(金)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼町地域包括支援センター(総合保健福祉会館内) ☎ 887-8124

募集「第2回町長杯アームレスリング大会」参加者募集

▼期日 11月29日(日)

▼時間 ▼受付：午前9時30分

▼開会式：午前10時15分

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼内容 ①男子右75kg以下 ②男子右75kg超 ③男子左無差別 ④女子右無差別 ⑤女子左無差別

▼対象 16歳以上で日本アームレスリング連盟公認大会入賞経験のないもの。高校生は保護者の同意が必要

▼参加料 2000円 ※複数クラス出場でも追加料金なし。高校生は無料

▼申込期間 11月22日(日)必着

▼申込方法 中央公民館備え付けの申込用紙または、日本アームレスリング連盟ホームページに掲載の申込用紙で左記のとおり申し込む ▼一般：大会要項にある大会事務局に現金書留で申し込む ▼高校生：生涯学習課に直接申し込む

▼受付時間：午前9時～午後5時。10月26日(月)・11月2日(月)・3日(火)・9日(月)・16日(月)を除く

▼http://www.endogy.com/jawa/

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎ 888-2526

▼「あみ・大好き青空市」開催と新出店者の募集

▼「あみ・大好き青空市」開催10周年にあたり地産地消と農業振興に向けて、地元野菜の販売・手工芸品の自作直売などを開催します。

▼期日 11月23日(月)

▼時間 午前10時～午後2時30分

▼場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」野外広場

▼新しい出店者の募集 出店希望の人は左記にお問い合わせください

▼あみ自然再生ネットワーク青空市実行委員会事務局 萩島 ☎ 090-3404-1395

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

<入試説明会> 11月21日(土)
9:20 a.m.より本校にて

※中学校を通してか、本校ホームページよりお申し込みください。

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. http://www.kasumi.ed.jp

～一人一人が主役になれる～

私立学校合同入試相談会

会場：つくば国際会議場 11月8日(日)13:00 a.m.より

※直接会場へおいでください。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. http://www.kananshiken.ed.jp

お知らせ
阿見消防署・町消防団から

11月9日(月)～15日(日)は
秋季火災予防週間です

▼標語 無防備な 心に火災が
かくれんぼ

▼4つの対策 ①逃げ遅れを防ぐ
ために、住宅用火災警報器を
設置する②寝具・衣類・カー
テンからの火災を防ぐため
に、防災用品を使用する③火
災を小さいうちに消すため
に、住宅用消火器を設置する

④お年寄りや身体の不自由な
人を守るために、隣近所の協
力体制をつくる

▼サイレンを鳴らします

町消防団では、秋季全国火
災予防運動に伴い、消防車の
サイレンを鳴らしますので、
火災と間違わないようお願い
します。

▼日時 11月9日(月)午前7時
30分

▼サイレン 演習信号(15秒鳴
らす・6秒休む・15秒鳴らす)

▼消防団員を募集しています

町消防団では、男女の新入団
員を募集しています。

▼応募条件 ▼18歳以上で町内
在住または在勤・在学の人

▼入団の意思があり、健康
な人

▼「火災予防ポスター展」開催

▼期日 11月5日(木)～10日
(火) ※9日(月)を除く

▼時間 午前8時30分～午後7時

▼場所 本郷ふれあいセンター
1階ギャラリー

▼内容 小中学生の作品展示

▼①～③ 交通防災課消防運営管
理室 ☎ 888-1111

(279) ④ 阿見消防署

☎ 887-0119

お知らせ
あなた一人
で悩んでい
ませんか

人にはみな人権があり、それ
ぞれが個人として人権が尊重さ
れなければなりません。しかし、
残念ながら女性に対する人権侵
害が依然として発生しており、
大きな社会問題となっています。

水戸地方法務局および県人権
擁護委員連合会は、さまざまな
活動を通じて女性の権利問題に
取り組んできました。女性に対
するセクハラ、夫・パートナー
からの暴力やストーカーなどの
人権侵害についての相談を受け
付けています。

秘密は厳守します。

▼期間 11月16日(月)～22日(日)

▼時間 午前8時30分～午後7
時 ※土・日は午前10時～午
後5時

▼電話番号 0570-10701

810(全国共通ナビダイヤル)
▼相談員 人権擁護委員・法務
局職員

▼水戸地方法務局人権擁護課
☎ 029-227-9919

宝くじの助成金でコミュニティ活動用品を整備しました

筑見・中郷東・二区北・若栗北の4行政区では、(財)自治総合センターの「平成27年度コミュニティ助成事業」を活用して、コミュニティ活動に必要な設備等を整備しました。

この助成事業は、宝くじの社会貢献広報活動として、宝くじの受託事業収入を財源に地域の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする支援制度であり、地域コミュニティ活動の環境が充実することにより、各地域での自治活動の活発化が期待されます。

▼各行政区で購入した備品

▼筑見:プロジェクター・スクリーン ▼中郷東:テント・キャリー・荷重
プレート10キログラム・祭り祥天 ▼二区北:折りたたみテーブル・椅子・台車 ▼若栗北:デジタル複合機



筑見



中郷東



二区北



若栗北

▼町民活動推進課 ☎ 888-1111 (271)

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹

阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@com.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00～午後6:00)

JA あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も
対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

居酒屋 娯衛門

各種宴会・予約承ります

定休日/日・祝祭日 電話 887-1147
阿見町岡崎1-12-7 FAX 887-0970

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

● 定例相談 ●

人権相談／行政相談

日時 11月12日(木) 午前10時～午後3時
場所 総合保健福祉会館講座室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167
健康づくり課
☎ 888-2940
障害福祉課
☎ 888-2943
福祉センターまほろば
☎ 887-3969
地域子育て支援センター
☎ 891-2772
阿見消防署
☎ 887-0119
火災情報案内
☎ 0297-64-0119
上下水道課
☎ 889-5151
霞クリーンセンター
☎ 889-0091
中央公民館
☎ 888-2526
君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111
本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100
舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761
図書館
☎ 887-6331
総合運動公園
☎ 889-2788
教育相談センター
☎ 888-1225
町民活動センター
☎ 888-2051
町男女共同参画センター
☎ 896-3181
消費生活センター
☎ 888-1871
町民ダイヤル(休日当番医
・定例相談等のテレホンサ
ービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 48,029人 (+ 10) ▽10月1日現在
- 男性 23,851人 (+ 10) ▽常住人口ベース
- 女性 24,178人 (± 0) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,155世帯 (+ 32) ▽情報政策課調べ

11月の納税等

国民健康保険税(5期)
後期高齢者医療保険料(5期)

納期限 11月30日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

12月の納税等

固定資産税(3期)
国民健康保険税(6期)
後期高齢者医療保険料(6期)
介護保険料(5期)

納期限 12月25日(金)

救急車出動状況 9月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	106件(922)
出場件数 146件(1443)	交通事故	9件(167)
	一般負傷	16件(199)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	15件(155)
	合計	146件(1443)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階北側玄関、仮設庁舎1階、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店